

で加入団体の増減があつたため規約の改正を行なうものです。

(原案可決・全会一致)

◎月潟税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法の改正に伴なう村民税の簡易税額表の改正等を行うものです。

(原案可決・全会一致)

◎月潟村立保育園条例の一部を改正する条例の制定について

保育料を増額するもので、平均一・四七%、保護者の所得区分により百円から三百円引き上げられます。なお、三歳未満児の保育料はすえ置きです。(四月分から改正)

(原案可決・全会一致)

## 広報つきがた

昭和63年4月15日発行

を設置する場合その設置者から道路占用料金を徴収していますが、その基準となる国

占用料が法律改正により四月一日から引き上げになるため、合せて改正するものです。電

話柱二五〇円、電柱六八〇円、広告塔一平方メートル当たり二、二二五円(各年額)などです。

(原案可決・全会一致)

◎月潟税条例の一部を改正す

地方税法の改正に伴なう村民税の簡易税額表の改正等を行なうものです。

(原案可決・全会一致)

◎月潟村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

先の四週六休制実施に関連するもので、休日勤務や時間外勤務に對して支給する超過勤務手当について、一時間当たり単価を算出する際の基礎となる勤務時間数が変更するため改正するものです。

(原案可決・全会一致)

(原案可決・全会一致)

ことになっていきます。

この審議会の答申について

は広報つきがた二月号でお知らせしたところですが、助役、

職員が本格実施することとなりました。併せて教育長の給与も改正しました。改正は四月一日からです。

(原案可決・全会一致)

(原案可決・全会一致)

消防団では、小型ポンプ積載車等消防施設の整備と広域消防体制が充実してきたことに伴ない団の体制の見直しを進めてきたところですが、今回この条例改正により新年度から一三〇人(今まで一六二人)の団員で運営することになりました。(別掲参照)

(原案可決・全会一致)

ことについて

は広報つきがた二月号でお知

らせしたところですが、助役、

職員が本格実施することとなりました。併せて教育長の給与も改正しました。改正は四月一

回の条例改正により新年度から一三〇人(今まで一六二人)の団員で運営することになりました。(別掲参照)

(原案可決・全会一致)

(原案可決・全会一致)

◎昭和六十二年度一般会計補正予算(第七号)を定める

正予算(第七号)を定める

## 広報つきがた

昭和63年4月15日発行

◎昭和六十二年度老人保健特

小学校通学バス購入(詳し

くは別掲参照)に伴なって運

行路線も変更されることにな

ります。

この度の受章を心からお祝

い申し上げますとともに、今

後もなお一層のご活躍をお祈

り申し上げます。

◎昭和六十二年度老人保健特

正予算(第八号)を定めるこ

とについて

歳入歳出それぞれ十億三、

八〇〇万円(前年度十億三、

四五〇万円)であり、前年度

歳入歳出それぞれ三八万円を追加し、総額を二億一、七二七万九千円とするもので

歳入歳出それぞれ三八万円を増額と定めることについて

歳入歳出それぞれ三九万円等が増となつたほか、保険税が六五万一千円の減額となつています。

歳出では、保険給付費二五五万七千円、基金積立て八〇万円が増となつたほか、事務費七万九千円、保健施設費九万八千円が減額となつていま

す。

(原案可決・全会一致)

◎昭和六十二年度老人保健特

正予算(第九号)を定めるこ

とについて

歳入歳出それぞれ六三〇万円を追加し、総額を十一億五、二九六万八千円とする

とします。

(原案可決・全会一致)

◎昭和六十二年度一般会計補

正予算(第九号)を定めるこ

とについて

歳入歳出それぞれ六三〇万円を追加し、総額を十一億四、二〇〇万円となりま

す。

(原案可決・全会一致)

◎昭和六十二年度一般会計補

正予算(第九号)を定めるこ

とについて

歳入歳出それぞれ二億四、七一二万九千円(前年度二億四、七一二万七千円)であり、前年度

に比べ一・〇三二万一千円、四・九三%ほどの増額となりました。(別掲参照)

(原案可決・全会一致)

◎昭和六十三年度老人保健特

別会計予算を定めるこ

とについて

歳入歳出それぞれ二億四、七一二万九千円(前年度二億四、七一二万七千円)であり、前年度

に比べ一・〇三二万一千円、四・九三%ほどの増額となりました。(別掲参照)

(原案可決・全会一致)

◎昭和六十三年度一般会計予

算を定めるこ

とについて

歳入歳出それぞれ十億三、

八〇〇万円(前年度九六〇万

円)であり、前年度に比べて

ます。

(原案可決・全会一致)

◎昭和六十二年度一般会計補

正予算(第八号)を定めるこ

とについて

歳入歳出それぞれ一〇〇万円を追加し、総額を一百一

と九〇万円となります。

(原案可決・全会一致)

◎昭和六十二年度一般会計補

正予算(第九号)を定めるこ

とについて

歳入歳出それぞれ一〇〇万円を追加し、総額を一百一と九〇万円となります。

(原案可決